

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月25日
【会社名】	株式会社オオバ
【英訳名】	OHBA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 辻本 茂
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項なし
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社オオバ東京支店 （東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号） 株式会社オオバ名古屋支店 （愛知県名古屋市中区錦一丁目19番24号） 株式会社オオバ大阪支店 （大阪府大阪市中央区淡路町一丁目7番3号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行役員辻本茂は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年5月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社4社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社の内、近畿都市整備㈱及び東北都市整備㈱の2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は建設コンサルタント業であり、事業拠点の重要性を判断する指標として、当社の事業活動の規模及び成果を最も適切に反映する売上高が適切であると判断しました。全社的な内部統制の評価結果は良好であると判断したため、各事業拠点の当連結会計年度事業計画の売上高（連結会社間取引消去前）の金額が高い拠点から合算していき、当該売上高の8割超となる5事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、建設コンサルタント業を事業目的としており、事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、未成業務受入金、売上原価、未成業務支出金及び買掛金に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスとして、退職給付引当金プロセス、税金・税効果会計プロセス、棚卸資産評価プロセス、固定資産評価プロセス、金融商品評価プロセス、債権評価プロセス、資産除去債務プロセスを評価対象に追加しております。これらのプロセスについては、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、特定の事業拠点において評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。